

香取広域市町村圏事務組合一般職の職員の給与の  
臨時特例に関する条例

平成 25 年 6 月 28 日

条例第 3 号

(目的)

第 1 条 この条例は、平成 25 年 7 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日までの間(以下「特例期間」という。)における香取広域市町村圏事務組合一般職の職員の給与を削減することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

(準用)

第 2 条 特例期間における一般職の職員の給与の支給に当たっては、特別職及び一般職の職員の給与の臨時特例に関する条例(平成 25 年香取市条例第 15 号)の例による。

附 則

この条例は、平成 25 年 7 月 1 日から施行する。